

奈良県訓令第六号

各部課室

各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和四年三月二十一日から施行する。

令和四年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

別表の出先機関における記号の表中「 」
奈良県自動車税事務所「 」
「 」を「 」
な 奈

奈良自動車税事務所
ら歴史芸術文化村

四 ㊦
四 ㊦

に改める。